

平成 3 0 年度児童虐待重大事例 検証報告書

平成 3 1 年 3 月

埼玉県児童虐待重大事例検証委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検証の目的	1
3	検証の方法	1
4	桶川市で発生した1歳男児死亡事案について	1
5	まとめ	6
	【参 考】	7

1 はじめに

この報告は、平成29年10月に桶川市で発生した1歳男児死亡事案について当委員会が行った検証結果をまとめたものである。

このような事案が繰り返し発生しないように、児童を虐待から守る役割を担う県や市町村などの関係機関の対応を検証し、再発防止に向けて取り組んでいかなければならない。

検証委員一同、このような事案が生じたことを重く受け止め、この検証から得られた教訓が関係機関の職員各位の取組に生かされることを期待するものである。

2 検証の目的

この検証は、本事案の事実関係を正確に把握し、そこから問題点と課題を抽出し、県や市町村など関係機関が今後の児童虐待防止のために取り組むべき対策を提言するために行うことを目的としており、関係者や個人の責任を追及することを目的としたものではない。

3 検証の方法

この事案の事実関係を正確に把握するため桶川市の児童に関する記録書類を詳細に検討するとともに、関係者のプライバシー保護には細心の注意を払い、桶川市の担当者などから当時の状況を聴取した。

4 桶川市で発生した1歳男児死亡事案について

(1) 事案の概要

桶川市（以下「市」という。）で、平成29年10月9日、自宅にて脱水を伴う低栄養状態により1歳男児（以下「本児」という。）が死亡する事案が発生した。

発生までの経過概要は次のとおりである。

平成28年9月、本児が出生した。出生時体重など出産時に問題はなかった。

同月、市保健師が本児の新生児訪問のために家庭訪問した。本児の体重増加不良を確認したため、母に再度の家庭訪問を提案したが、母は応じなかった。

以降、市は複数回、家庭訪問を行ったが本児が「昼寝中」であること等を理由に本児に会うことは出来なかった。

平成29年10月9日、「子どもが冷たくなっている」と父が119番通報した。本児は救急搬送されたが、脱水を伴う栄養不良による死亡が確認された。

平成30年5月16日、埼玉県警察は父母を保護責任者遺棄致死容疑で逮捕し、6月5日にさいたま地方検察庁が父母を同罪で起訴した。

平成30年12月14日、さいたま地方裁判所で、父母ともに懲役6年の判決が言い渡された(確定)。

(2) 課題・提言

ア 児童の安全確認が行えない状況に対する評価と対応

事実関係

- ・ 本児出産後、本児を直接目視したのは計 2 回である。
- ・ 市保健師による新生児訪問、病院での 1 か月児健康診査。その後の家庭訪問では一度も本児には会えていない。
- ・ 1 か月児健康診査（平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日）における本児の体重増加に問題はなかった。
- ・ 市が平成 2 9 年 4 月に 1 回、6 月に 2 回、7 月に 2 回、家庭訪問したが不在であった。
- ・ 5 月と 9 月に、市保健師が家庭訪問した際には、母や長男、次男とは会えたが、本児は「昼寝中」とのことで目視できなかった。

課題と提言

(課題)

- ・ 児童の「情報がない、不明である、会えない」こと自体に危機感を持つ必要がある。

(提言)

- ・ 安全確認の対象となる児童について、目視できない状態（特に、保護者が児童に会わせない状態）又は情報のない状態は、それが解消されるまでリスクが最大と捉え、保護者の意向と対立しても、ちゅうちょなく安全確認を行うこと。
- ・ その際には、関係機関の援助を積極的に求めること。

イ 乳幼児に対するネグレクトの評価と対応

事実関係

- ・ 本児は出生後、予防接種を受けておらず、また事案発生まで 1 度も医療機関の受診歴がなかった。
- ・ 本児の出生時の体重に問題はなかったが、新生児訪問の際には体重増加が少なかったが、母は再訪問を拒否した。
- ・ 1 か月児健康診査（平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日）における本児の体重増加に問題はなかったが、以降、市による家庭訪問では本児に会うことができなかった。

課題と提言

(課題)

- ・ 体重増加不良などにつながるネグレクトについては、短期間で生命の危険が生じることを強く意識して対応する必要がある。
- ・ 乳幼児健診の受診状況だけでなく、医療受診が適切になされているかなどの情報を踏まえリスクを評価し、支援・介入に反映させる必要がある。

(提言)

- ・ 乳幼児における体重増加不良は(特に乳児であれば短期間で生命の危険が生じることから)、重大なネグレクトの兆候である場合があることを強く意識して、ネグレクトが疑われる体重増加不良を把握した場合には、早急に介入的な対応を行うこと。
- ・ 低年齢であるほど、より虐待の影響が大きく、生命の危険に直結することを強く意識し、リスクを適切に評価すること。
- ・ 乳幼児健診の受診状況だけでなく、医療受診が適切になされているかなどの情報を踏まえリスクを評価し、特に医療受診がないなど客観的に児童の状況を全く把握できない場合には、着実に具体的な支援や介入的な対応に結び付けること。

ウ 支援を要する家族の構造的な理解と対応

(ア) 情報の統合・整理

事実関係

- ・ 母は若年で出産し、年齢の近い児3人(本児を含む)を養育していた。
- ・ 平成27年1月、市保健センターが、次男を出産予定の医療機関から、次男について養育支援連絡票を受理した。
- ・ 次男出生後、母から市保健師に対して「次男は可愛くない」などの発言があったため、次男を要保護児童対策地域協議会のケースとして登録した。
- ・ その際に、市の関係課と情報交換・共有を図った。

課題と提言

(課題)

- ・ 市として、保護者の生育歴や養育能力、世帯の経済的状况など関係機関が有する情報を統合・整理し、家族の構造的な理解につなげる必要がある。

(提言)

- ・ 福祉関係課や医療機関など関係機関からの情報を基に、経済的問題や保護

者の生育歴における課題（例えば、保護者自身が不安定な養育環境で過ごした）などが養育上の問題につながるおそれがあることを認識し、リスク評価を行い、支援につなげること。

（イ）客観的事実に基づく判断

事実関係

- ・ 市が家庭訪問した際、母から経済的問題について相談があった。
- ・ 市が家庭訪問した際、本児を目視できなかったが、母が本児は「ミルクを良く飲み元気になっている」と発言したこと、直接目視できた長男・次男に不審な外傷や痩せている状況がないことなどから、本児についても虐待はないと判断していた。

課題と提言

（課題）

- ・ 母の行動から、困った際には公的機関に必要な支援を求めることができる
と市は捉えてしまっていた。
- ・ きょうだいの安全確認の結果から、本児の養育状況についても問題ないと
判断し、関係機関に十分に情報提供していなかった。

（提言）

- ・ 担当者の主観、希望的な思い込み、根拠のない（保護者への）期待に陥らないように、客観的な事実に基づいたリスクアセスメントを行い、対応が困難な事案については、（要保護児童対策地域協議会実務者会議だけでなく）個別ケース検討会議を早め開催し、関係機関とより緊密に情報共有を図ること。
- ・ 実務者会議では、多くのケースを進行管理するため、「点」としての捉え方となり、リスクが表面化しているケースの検討が優先される傾向が見られる。これまでの経過を踏まえ、今後の見通しを時系列で「線」として捉えるとともに、父母や家族・親族間における関係不調や、援助を求める力の有無、支援・指導の受入や効果などを構造的に捉え、支援方針を検討するためには、多機関・多職種を交えた個別ケース検討会議が有効と考えられる。また、事例を深く理解するため、各機関における研修等において、外部専門家などをスーパーバイザーとして活用することも有効な方法である。

（ウ）児童一人ひとりに着目したリスク評価と支援

事実

- ・ 次男出生後、母から保育所利用の申請について相談があったが、母の就労

など要件不足があり、入所に至らなかった。

- ・ 母からの、次男について「可愛くない」などの発言から、リスクを判断し、支援を開始したが、本児については「（出産後も）大丈夫」とのことで、その後、積極的な支援につながらなかった。
- ・ また、出産医療機関での1か月児健診以降、市は本児に会うことができなかったが、目視した長男及び次男の状況から虐待はないと判断していた。

課題と提言

（課題）

- ・ 保育所入所に当たっては、保護者の就労など所定の要件だけでなく、養育支援や虐待予防の必要性などを十分に踏まえて判断する必要がある
- ・ きょうだいがいる場合に、きょうだいのうち一人の養育状況が確認できたことにより、客観的な情報がないままに他のきょうだいについても問題ないと判断してしまった。
- ・ 市などの公的機関に本児を会わせず、きょうだいだけを会わせたことは、本児への接触を、保護者が意図的に避けようとしていた可能性があるが、リスクの評価が十分でなかった。

（提言）

- ・ きょうだいがいる場合には、虐待行為や養育困難の訴えが表面化している児童だけでなく、児童一人ひとりに着目し、状況を時系列に把握した上でリスクを評価し、保護者からのニーズがなくとも支援につなげること。また、その後の訪問やきょうだいの健診時などを活用し、把握されたリスクの改善状況をフォローアップすること。

（エ）要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとしての児童相談所

事実

- ・ 要保護児童対策地域協議会の構成メンバーであり、実務者会議では、担当職員が出席していた。

課題と提言

（課題）

- ・ 実務者会議には児童相談所が参加していたが、情報が限られていた中で、十分に助言できなかった。
- ・ 実務者会議で、当該ケースの進行管理は行われたが、具体的な対応方針を決めるまでに至らなかった。

(提言)

- ・ 児童相談所は、児童虐待対応の専門性を有する機関としての役割を再認識し、市町村等が的確にリスクを評価し支援が行えるように助言を行うこと。
- ・ あわせて、介入的支援の可能性があるものについては市町村に対して積極的に説明を求め、必要に応じて個別ケース検討会議の早期開催を促すこと。

5 まとめ

今回の検証においては、児童の安全確認が行えない又は情報のない状態は、それが解消されるまではリスクを最大と捉え、保護者の意向と対立しても、ちゅうちょなく安全確認を行うこと、乳幼児に対するネグレクトを適切に評価し、対応につなげること等が提言されている。

児童虐待通告件数の増加により、児童虐待に関連する部門の業務量が増加している中で、リスクの高いケースを漏らさずに把握し、適切な支援につなげるためには、児童相談所などによる専門的な助言や技術的な援助、要保護児童対策地域協議会構成機関による有機的な連携が求められる。

市町村をはじめとした行政機関の体制整備とあわせて、民生委員・児童委員や保育士、教職員など地域の力を活用することが不可欠である。

児童虐待重大事案の再発防止に向け、本報告書の提言が、各機関の取組に生かされることを望むものである。

【参考】

1 児童虐待重大事例検証委員会の開催状況

第1回 平成30年12月21日 埼玉会館

第2回 平成31年 1月17日 埼玉会館

第3回 平成31年 1月31日 埼玉会館

2 埼玉県児童虐待重大事例検証委員会委員名簿

所 属	氏 名
埼玉県立大学 教授（委員長）	市 村 彰 英
大分大学 教授（副委員長）	相 澤 仁
海老原法律事務所 弁護士	海 老 原 夕 美
峯小児科医院 院長	峯 真 人
埼玉県社会福祉士会 相談役	青 木 孝 志

発行 埼玉県児童虐待重大事例検証委員会
(事務局)
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県福祉部こども安全課
電話 048-830-3335
FAX 048-830-4787
メール a3340@pref.saitama.lg.jp